

制限等の内容について

● 適用除外広告物

広告物等の目的によって、禁止物件等にも表示、又は設置できる広告物があります。ただし、広告物の色彩、大きさ、デザイン、数量等周囲の景観に配慮したものにしてください。また、定期的に点検する等、安全確保に努めてください。

I 禁止物件及び許可の規定が適用されない広告物等

1. 他の法令の規定により表示又は設置を容認し、又は義務付けられた広告物等
2. 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示又は設置する広告物等
3. 景観重要建造物に表示又は設置する広告物等で、当該景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成するもの
4. 送電用鉄塔、送受信塔、照明塔、ガスタンクの類に所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で、表示面積の合計が5m²以内のもの
5. 橋りょう、街路樹、郵便ポスト、信号機、消火栓等にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示又は設置する広告物等で、表示面積の合計が5m²以内のもの
6. 煙突、ガスタンク等に表示又は設置する広告物等で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるもの
7. 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物等のうち、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大さの5分の1以内かつ5m²以内のもの

II 許可の規定が適用されない広告物等

1. 自家用広告物で、表示面積の合計が次の基準を満たすもの

第1種地域	： 表示面積の合計5m ² 以内
第2種地域～第5種地域	： 表示面積の合計10m ² 以内
2. 自己の管理する土地若しくは物件に管理上の必要に基づき表示又は設置する広告物等で、表示面積が5m²以内のもの
3. 冠婚葬祭、祭礼等のために慣例上一時的に表示又は設置する広告物等
4. 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、当該催物の開催期間中その会場の敷地内に表示又は設置する広告物等
5. 建設工事について表示又は設置される広告物等で当該工事の期間中に表示されるもの

又は工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示又は設置される広告物等で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
6. 人、動物、車両又は船舶等移動するものに表示又は設置する広告物等
7. 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示又は設置する広告物等
8. 政治資金規正法の規定による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、貼り紙、貼り札その他これらに類する広告物等で、基準に適合するもの
9. 表示又は設置の日から14日以内に自ら除却する旨並びに責任者の氏名、住所及び連絡先を明示して表示する広告物等
10. 慣例その他特別な理由によりやむを得ないと市長が認める広告物等

III 国又は地方公共団体が表示する広告物等

許可を得る必要はありませんが、広告物等を表示し、又は設置するときはあらかじめ通知が必要です。

IV 公共的団体が公共的目的を持って表示する広告物等

許可を得る必要はありませんが、広告物等を表示し、又は設置するときはあらかじめ届出が必要です。

● 許可の基準

一般基準

- ①都市及び自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境及び景観に調和させること。



- ②原則として表示面の色数を抑えるとともに、高彩度の色彩を複数使用しないこと。



- ③景勝地においての眺望景観の妨げとならないよう配慮すること。



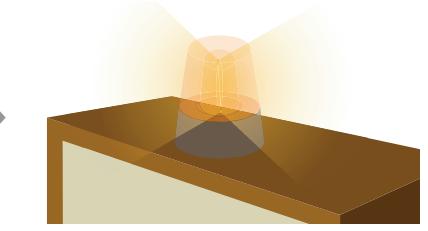
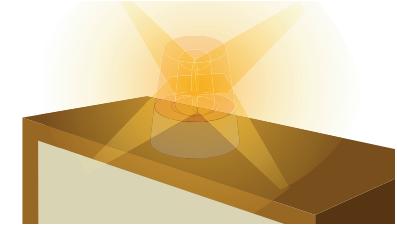
- ④蛍光及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。



- ⑤電光表示板、及び照明を伴うものは、昼夜を問わず過剰な光量、照射範囲等によって、良好な景観又は風致を阻害しないこと。



- ⑥電光表示板、可変式照明付き広告物等の発光広告物にあっては、その点滅及び表示速度は努めて緩やかにすること。



- ⑦道路標識、信号機、交差点等の付近では、交通安全の妨げにならないようにすること。

